

南魚沼市の「介護保険料」

介護保険課 介護保険係

☎7733・6675

6月中旬に「介護保険料決定通知書」を郵送します。年間の保険料額や納め方をご確認ください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

保険料は、高齢者人口、介護サービス費用や利用者数の推計により決定します。

市の令和4年度保険料の「基準額」は、年額76,900円です。

保険料の納め方

大きく分けて特別徴収と普通徴収の2種類の納め方があります。

特別徴収

年金天引きによる納付（全6回）

普通徴収

口座振替か納付書による納付（全10回）

基本的には特別徴収ですが、次のいずれかに該当する人は普通徴収になります。

- ・65歳になってから6〜8か月以内の人
- ・南魚沼市に転入してから6〜8か月以内の人

・年金を担保に融資を受けている人

・年金の収入額が年額で18万円未満の人

・令和3年度の保険料額が年度の途中で大幅に減った人

また、年度の途中で保険料が増額になる人は増額分のみ普通徴収になり、保険料が減額になった人は特別徴収が中止となる場合があります。

口座振替は、手続きをした翌月から振替が開始されます。手続きをした月は、納付書で納めてください。

保険料の減免

「被災した」「著しい収入の減少があった」「債務返済を目的に財産を譲渡した」場合や、保険料が1〜3段階の人で、特に生活に困っている場合は、申請により保険料が減額になることがあります。ご相談ください。

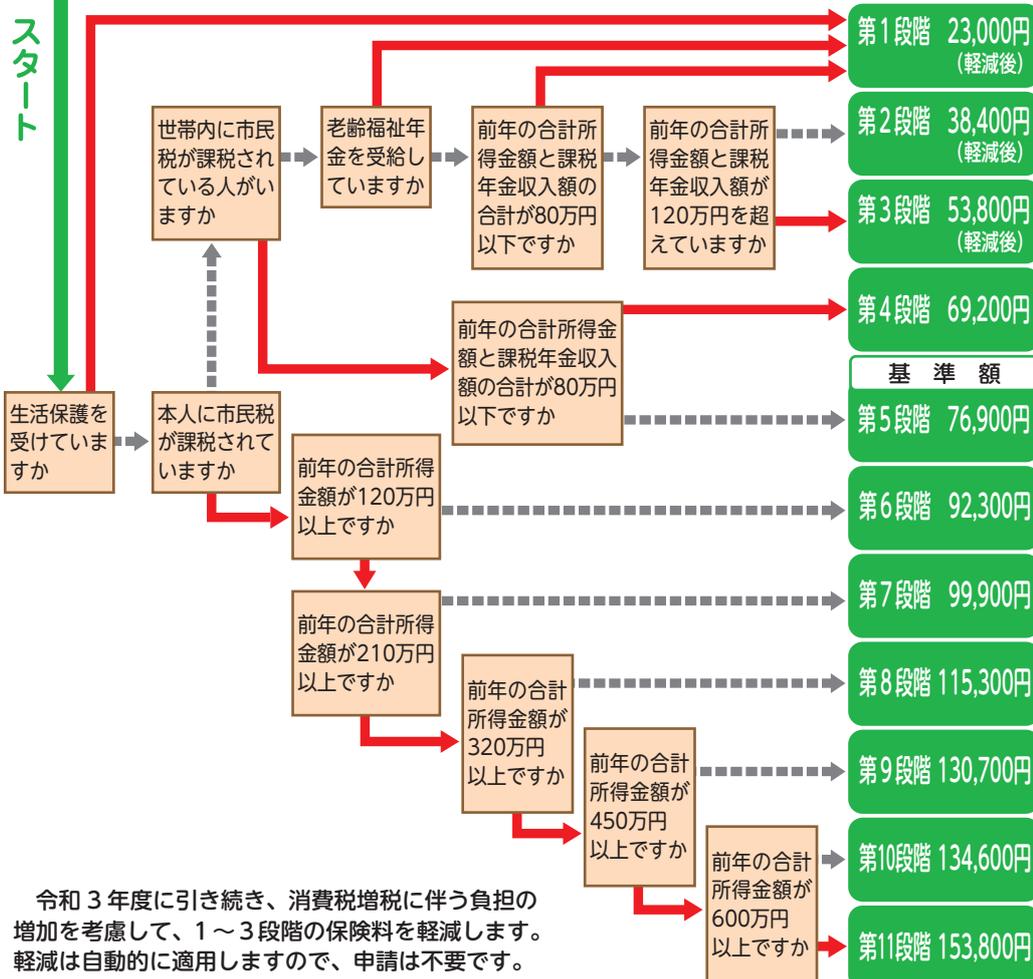
新型コロナウイルスの影響を受けた人の減免

新型コロナウイルスの影響で、世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当するときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

あなたの保険料年額は？

はい →
いいえ ⇨

保険料は、世帯の市民税課税状況や前年の所得などに応じて11段階に分かれています。



令和3年度に引き続き、消費税増税に伴う負担の増加を考慮して、1〜3段階の保険料を軽減します。軽減は自動的に適用しますので、申請は不要です。

・死亡や重篤な傷病を負った事業収入などが前年と比較して3割以上減少し、事業収入などに係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である

40歳〜64歳の人（第2号被保険者）の保険料
加入の医療保険料（国民健康保険、職場の健康保険など）に介護保険料が含まれていません。

64歳の人、65歳になる前月分までを月割りで納めます。（65歳以上の保険料と重複はありません）